

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成29年 6月21日

昭島市長 白 井 伸 介

記

諮問第 58 号

本人の同意がない個人情報の収集及び個人情報の外部提供について

諮問第 59 号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第 60 号

個人情報の目的外の利用について

諮問事項の詳細は、別紙1、2及び3のとおり

別紙 3

諮問第 60 号

個人情報 の 目的外利用について

（説明）昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）第13条第2項第6号の規定に基づき、次の事項について諮問する。

国保データベース（KDB）システム利用に係る個人情報の目的外利用について

国保データベース（KDB）システムは、各都道府県の国民健康保険連合会が、保険者の委託を受け医療や介護などに関する業務を行うため管理している情報を、健康・医療に係る情報基盤として整備・活用することを目的とし、開発されたデータベースシステムです。このKDBシステムは、平成25年10月より運用が開始され、段階を経て、今日では国民健康保険に加え、後期高齢者医療保険制度の医療・健診情報、介護保険に関する情報など、診療報酬明細書や特定健診等記録、介護給付明細書等に基づく情報が医療・保健・介護それぞれの制度を所管している部署から提供され、運用されています。

本市では、これまでKDBシステムを活用し、地域における本市の特性の把握や、それぞれの制度の情報を活用した統計資料の作成などを行ってきました。しかしながら、今後については、それぞれの制度を所管している保険年金課、健康課及び介護福祉課が相互に連携し、対象者のニーズに応じた保健事業を展開すること、医療や介護・予防などの支援を地域で一体的に提供すること、地域包括ケアシステムの構築に向けた準備を進めることなどにも活用していくことを検討しています。

各主管課がそれぞれの制度の目的に応じて収集した個人の健康に関する情報をKDBシステムに集約し、これを各主管課が横断的に活用し得ることとなりますが、このことが条例第13条第1項により制限されている個人情報の目的外の利用に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものです。なお、目的外の利用に係る個人情報及び当該情報を所管する主管課並びに利用の時期は、次のとおりです。

(1) 目的外の利用に係る個人情報

個人の健康に関する情報（別紙）

(2) 個人の健康に関する情報に係る主管課

保険年金課	国民健康保険・後期高齢者医療制度医療情報 特定健康診査・特定保健指導情報 後期高齢者健診情報
健康課	特定健康診査・特定保健指導情報 後期高齢者健診情報
介護福祉課	介護保険情報

(3) 利用時期

平成29年7月以降随時

◇KDBシステムの主な対象データ

○ 国保データベース(KDB)システムは、国保連合会において健診・医療・介護情報を取り扱う各システムと連携し、統計情報等の作成に必要な下記のデータを取得する。

健診・保健指導	医療(国保・後期)	介護
特定健診等データ管理システム <健診等データ(月次)> ○ 健診台帳データ ○ 健診結果台帳データ ○ 検査問診結果台帳データ ○ 特定健診結果データ ○ 指導台帳データ ○ 指導結果台帳データ ○ 継続支援台帳データ ○ 特定保健指導結果データ ○ 被保険者マスタ ○ 除外対象者データ ○ 健診等機関マスタ <保険者別集計帳票データ(年次)> ○ 特定健診リスクパターン別集計表 ○ 質問票項目別集計表 ○ 特定健診結果総括表 ○ 特定保健指導結果総括表(動機付け) ○ 特定保健指導結果総括表(積極的) ○ 特定健診・保健指導実施結果総括表 ○ 特定健診・保健指導進捗・実績管理表	国保総合システム ○ 医科レセプト ・レセプト管理、患者情報、傷病名情報、摘要欄情報 ○ DPCLレセプト ・レセプト管理、総括管理、包括評価部分、傷病、診断群分類、摘要、傷病名、資格、CDレコード ○ 歯科レセプト ・レセプト管理、患者情報、傷病名情報、摘要欄情報 ○ 調剤レセプト ・レセプト管理、患者情報、医薬品、処方、調剤、指導管理料 ○ 被保険者台帳データ ・被保険者マスタ(世帯情報)、被保険者マスタ(個人情報) 後期高齢者医療請求支払システム ○ 被保険者台帳データ ・被保険者マスタ(個人情報)	介護保険審査支払等システム ○ 保険者向け給付管理票情報 ○ 国保連合会保有給付実績情報 ・基本情報レコード ・明細情報レコード ・緊急時施設療養情報レコード ・所定疾患施設療養費等情報レコード ・特定診療費・特別療養費情報レコード ・食事費用情報レコード ・居宅サービス計画費情報レコード ・福祉用具購入費情報レコード ・住宅改修費情報レコード ・高額介護サービス費情報レコード ・特定入所者介護サービス費用情報レコード ・社会福祉法人軽減額情報レコード ・集計情報レコード ○ 保険者台帳情報 ○ 市町村固有情報 ○ 広域連合情報(行政区情報) ○ 事業所台帳情報 ・基本情報、サービス情報、介護支援専門員情報 ○ 受給者台帳情報

KDBシステムデータ範囲			0歳～	40歳～	65歳～	75歳～
	健診	健康年金課		特定健診等情報		
	医療	健康年金課	国民健康保険医療情報		後期高齢者健診情報	
	介護	福祉課			介護保険情報	

○対象情報は5年間分、電子データとして管理されている情報

○後期高齢者医療制度は、65歳以上で一定の障害がある場合には加入することができる

○介護情報は、受給者台帳に登録されている被保険者の情報のみ、2号被保険者の情報は条件該当者のみ

平成29年 6月30日

昭島市長

臼井伸介 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大野 隆 司

昭島市個人情報保護条例に基づく諮問について（答申）

平成29年6月21日付け29企法指第18号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第58号

本人の同意がない個人情報の収集及び個人情報の外部提供について

諮問第59号

電気通信回線による電子計算機の結合による個人情報の外部提供について

諮問第60号

個人情報の目的外の利用について

答 申

諮問第60号

個人情報の目的外の利用について

国保データベース（K D B）システムに、保険年金課、健康課及び介護福祉課が保有する個人の健康に関する情報を集約し、対象者のニーズに応じた保健事業の展開のために当該情報を各主管課で横断的に活用することについては、市民の健康の維持・増進等の効果が期待できることから、有益かつ必要であると認め、了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、十分に留意し、適正な運用に努めていただきたい。